

壱岐市農業委員会定例会（令和３年８月）

議 事 録

1. 開催日時 令和３年８月２５日（水） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 １６名
4. 欠席委員 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程

第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員

第２．議案第４０号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第４１号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第４２号 非農地証明願いについて

議案第４３号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する
意見について

議案第４４号 令和３年度農用地利用集積計画の承認について
（第２回）

7. 報告事項 農地改良等届出書について

8. その他

事務局 皆さん改めましてお早うございます。

ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いであるので、只今より令和３年８月の農業委員会の総会を開催致します。

本日は、・ ・ 委員さん、それから・ ・ 委員さんから欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は１９名中１７名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・ ・ 委員、・ ・ 委員をお願いを致したい

と思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・係長を指名致します。

それでは、日程第2の議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、1頁をお願い致します。議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は、個人及び農地所有適格化法人でありますので、「農地所有適格化法人以外の法人」ではないので、適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用ありません。

それから、3件共売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

35番 土地の所在

郷ノ浦町志原西触 字鳥越 …… 地目 田 面積 1,289㎡
譲渡人、……………

譲受人、……………

経営地は、田が3,300㎡、畑が1,153㎡、計4,453㎡です。

申請理由

譲渡人 長年耕作している譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、引き続き耕作する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・野菜の栽培です。農機具は、草刈り機、トラクター、軽トラを所有されてあります。田植え、稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人50年、子15年です。通作距離は100m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付けてあり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月19日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。只今、事務局から説明のあつ通り8月19日・・・一さん立ち会いの下、現地を確認致しました。

申請地は、・・・さんが今まで耕作されていた農地でありまして、今回、正式に松永さんに名義変更を行い引き続き耕作を行うという事です。

何も問題はないと思いますが、皆様方のご審議よろしくお願い致します。

以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第40号35番は決定いたします。

続きまして、36番の説明を求めます。

事務局 はい、36番 土地の所在

郷ノ浦町志原西触 字室・・・・・・ 地目 畑 面積 1,670㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が3,300㎡、畑が1,153㎡、計4,453㎡です。

申請理由

譲渡人 体調を崩したことにより、経営規模の縮小を図るため、売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・野菜の栽培です。農機具は、草刈り機、トラクター、軽トラを所有されてあります。田植え、稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人50年、子15年です。

通作距離は1.1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける計画であり、周辺農地への

影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月19日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 はい、引き続き補足説明を致します。地区担当の・・・です。只今、事務局から説明のあつ通り8月19日・・・さん立ち会いの下、現地を確認しました。

譲渡人の・・・さんが体調を崩されまして、経営規模を縮小したいという事で同級生であります・・・さんをお願いされたようです。

・・・さんは飼料作物を作付けするという事でありました。

何も問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 松永さんは建設業を行っておりますが、飼料作物は牛飼いかなんかしてありますか。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 牛飼はしてありませんけど、牛を飼ってある方に飼料作物を譲り渡すという形で作られるようです。

・・・委員 はい。わかりました。

議長 よろしいですか。外にはございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第40号36番は決定いたします。

続きまして、37番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。37番 土地の所在

芦辺町深江南触 字屋坂・・・・・・ 地目 田 面積 730㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が127,761㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・麦の作付けで

す。農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有してあります。

構成員は12名で農作業に従事されています。通作距離は、法人の農業用倉庫から100m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、農地所有適格化法人であるため、適用はありません。

「下限面積要件」、は問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻・麦を作付ける計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月19日に・・・委員さんと「農事組合法人・・・」の役員立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんお早うございます。地区担当の・・・でございます。事務局から只今、説明があつ通り8月19日に現地を確認致しました。

譲受人の「農事組合法人・・・」は、申請地付近に約13町歩の農地を借りて法人経営をされています。

申請地には水稻・麦を作付けるという事であります。

何ら問題はないかと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第40号37番は決定いたします。

続きまして、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。

議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

10番 土地の所在

郷ノ浦町志原西触 字平・・・・・・ 地目 畑 面積 464㎡

転用目的 一般個人住宅

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 現在、市営住宅に住んでいますが、子供が生まれて手狭になったため、祖母が所有する土地を譲り受けて、住宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は、贈与です。

農振地域外の農地で農地の区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は5頁から7頁です。令和3年8月19日に・・・委員さんと譲受人のお母さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・委員。

・・・委員

はい、・・・です。事務局の説明の通り8月19日に譲受人のお母さんと一緒に現地確認を行いました。

譲受人の・・・さんは、譲渡人のお孫さんになり申請地はリースキン壱岐の隣になります。

周辺農地とは十分距離をおいて建築される計画であります。

また、汚水処理は下水道管に接続されますので、何も問題はないかと思いますが皆様方のご審議、宜しくお願い致します。以上です。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第41号10番は意見を付して進達いたします。

続きまして、11番の説明を求めます。

事務局

はい、11番 土地の所在

勝本町百合畑触 字城山 ・・・・ 地目 田 面積 1,056㎡

同じく ・・・・ 地目 田 面積 193㎡

計 田が2筆で1,249㎡

転用目的 太陽光発電施設及び進入路整備

貸付人、・・・・・・・・

借受人、・・・・・・・・

申請理由 太陽光発電施設を設置し、電力販売を行いたいので申請します。というものです。権利の設定内容は、使用貸借です。

農用地区域除外は県の同意を得て、令和3年5月12日に完了をいたしております。

農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は8頁から10頁です。農用地区域除外の折（令和3年2月18日）に・・・委員さんと貸付人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。事務局の説明の通り令和３年２月の定例会の折に農用地区域の除外申請の議案につきまして、ご承認を頂きました件であります。

貸付人と借受人の・・さんはご夫婦でありまして、パネルの設置部分は前任委員さんの案件でありました。

８月１９日に・・さんの方に電話を致しまして現状確認を致しました折、転用の許可が下り次第に計画を進めたいという事でありましたので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第４１号１１番は意見を付して進達致します。

続きまして、１２番の説明を求めます。

事務局 はい、４頁をお願いします。

１２番 土地の所在

芦辺町諸吉本村触 字明德 ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 ４９０㎡

転用目的 運動場用地

譲渡人、・ ・ ・ ・ ・

譲受人、・ ・ ・ ・ ・

申請理由 保育園を増築し、園児も増え、既存の運動場が狭くなったため、申請地を運動場として利用したいので申請します。というものです。

権利の設定内容は、売買です。

農用地区域除外は県の同意を得て、令和３年７月１２日に完了をいたしております。

農地の分類は、１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第１種農地であります。例外許可要件では拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の面積の１／２を超えないものに限る。となっております。

このことにつきましては、既存施設が２，１００㎡程ありまして、今回の転用面積が４９０㎡でありますので面積割合は２３．３％となっております。１／２を超えないものとなっておりますので、例外規定に該当すると判断を致しております。

位置図、写真、配置図は１１頁から１３頁です。農用地区域除外の折（令和３年４月２０日）に・・委員さんと譲受人の娘さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。

事務局から今、説明のあった通りでございます。令和３年４月の定例会の折に農用地区域の除外申請の議案につきまして、ご審議を頂いた案件であります。

本人に８月２０日に電話で確認しました所、転用の許可が下り次第、計画通りに進めて行くという事でありました。

壱岐の未来を担う子供達の為にも是非、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第４１号１２番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第４２号「非農地証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、１４頁をお願い致します。議案第４２号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

３番 土地の所在

勝本町立石東触 字小林・・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 原野 面積
１５３㎡

転用目的 原野

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 願い出地は、昭和６０年頃に防火水槽設置工事が行われた残地であり、細長い傾斜地で耕作が困難な土地のため原野化した状態で現在に至っている。というものです。位置図、写真は１５頁から１６頁です。８月１９日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 はい、・・・です。只今、事務局から説明がありました通り８月１９日に現地確認を行いました。

１４頁の写真を見て頂きたいと思いますが、赤線で囲まれた部分が申請地でありまして、細長くて農地としての利用価値はないと思いました。

また、一部道路の法部分にもなっております。この写真を見て頂ければわかるように、殆ど機械も何も入らないようで、・・・さんの門口になっております。それで、・・・さんの方にお譲りしたいというような考えでございました。

別に問題はないと思いますので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？
【異議なしの声あり】 それではご異議ないようですので、議案第４２号３番は決定致します。

続きまして、議案第４３号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、１７頁をお願い致します。

議案第４３号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第１３条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

９番 土地の所在、

芦辺町箱崎谷江触 字飛石 ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 ７８０㎡

除外目的、住宅用地

申請人、・ ・ ・ ・ ・

申請理由、申請地を購入して、自宅の住宅用地として整備したいため、農振農用地からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は１８頁から２０頁です。

８月１９日に・ ・ 委員さんと申請人及び申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・ ・ 委員 議長。

議長 はい、・ ・ 委員。

・ ・ 委員 はい、皆さんお早うございます。担当の・ ・ です。ここは、細々したことを一寸皆さんに申しますと、長男さんは養子に出ておりまして、男３人兄弟でこの・ ・ さんは２番目でございます、ここに書いてありますように団地に住んでおります。嫁さんも子供ももうおりますので、一寸、お金も余裕ができたのでしょう。親さんの近くで家までは１００㎡位の所に、このように土地を購入して一戸建ての家を建てて、親さんも少し田畑がありまして、農業をされてありますので、一緒に協力をしたいという事でございます。購入するようにしております。そういう事で何ら問題はないと思いますので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】 それではご異議ないようですので、議案第４３号９番は意見を付して回答致します。

続きまして、１０番の説明を求めます。

事務局 はい、１０番 土地の所在、

芦辺町箱崎大左右触 字木場 ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 １７０㎡

除外目的、駐車場用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、従業員の駐車場について、現在、事業所内の車庫を活用していますが、現場車両も停めているため、手狭で危険な状態となっています。

また、作業効率にも影響があるため、事務所に程近い申請地を駐車場として利用したいので、農振農用地からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は21頁から23頁です。

8月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 はい、担当の・・でございます。もう少し付け加えますと3年位前に皆様方から農地転用申請のご審議を頂きまして、ここに息子さんの住宅を父の畑一寸歪な形をした畑でした。そして請負業者に状況を見てもらったら、一寸これは狭いぞという事で再度追加転用をして、家は出来たのですがその家に隣接する所が今、空地になって、農地のまま遊んでいる所に従業員の車を停める為の施設を作ろうという事で今回申請を致しております。何ら問題はないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第43号10番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第44号「令和3年度 農用地利用集積計画の承認について（第3回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、24頁をお願いします。

議案第44号「令和3年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度3回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

今回、利用権設定の件数は47件、借手が33人、貸手が45人です。

田が52筆で53,518㎡、畑が43筆で43,625㎡、合計が95筆で97,143㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、25頁～28頁に掲載を致しております。

よろしくお願い致します。

議長 はい、この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異

議ないようですので、議案第44号も決定致します。

続きまして、報告事項「農地改良届出等申請について」事務局の報告をお願いします。

事務局 はい、29頁をお願いします。

報告事項、農地改良等届出書について、農地改良等届出書が次のとおり提出されましたので報告いたします。

1番、土地の所在

芦辺町中野郷本村触 字中原・・・・ 地目 畑 面積 581㎡

同じく・・・・ 地目 田 面積 1,009㎡

計 2筆で1,590㎡

申請人・・・・・・

申請理由 ハウスを設置するため、隣接する畑と田の高低差をなくしたい。ということです。

工期は、令和3年8月12日～令和3年11月1日までです。

施工者は、・・・・

位置図、写真は30頁～31頁です。

続きまして2番、土地の所在

石田町池田西触 字上池田・・・・ 地目 田 面積 879㎡

同じく・・・・ 地目 田 面積 806㎡

同じく・・・・ 地目 田 面積 579㎡

計 田が3筆で2,264㎡

申請人・・・・・・

申請理由 3筆の田の高低差をなくして、農作業の効率化を図りたい。ということです。

工期は、令和3年7月19日～令和3年8月10日までです。

施工業者は、・・・・

位置図、写真は32頁～33頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、報告事項でありますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 ①9月の定例会の日程 令和3年9月24日（金） 9時～

②令和3年度 農業者年金加入推進特別研修会が令和3年9月8日（木）

石田庁舎で13時30分からWEB形式で行われる予定で今年度の農業者年金加入推進部長が出席予定であります。

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。